

2026年5月15日

各位

会社名 株式会社 ZUU  
代表者名 代表取締役 富田 和成  
(コード番号: 4387 東証グロース)  
問合せ先 取締役 樋口 拓郎  
(TEL.03-4405-9086)

## 資金流出事案に関する特別調査の結果及び再発防止策等に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日付「資金流出事案の発生に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社が使用していたビジネスチャット上における当社役員を装った第三者による不正な送金指示に基づく資金流出事案（以下「本事案」といいます。）について、外部専門家（弁護士）である法律事務所に対し、特別調査（以下「本特別調査」といいます。）を依頼してまいりました。

このたび、外部専門家（弁護士）である法律事務所より、本特別調査の調査結果報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領しましたので、本特別調査の結果、当社における経営責任及び再発防止策等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本特別調査の概要

当社は、本事案の重大性に鑑み、外部専門家（弁護士）である法律事務所に対し、本事案の事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提言を目的として、本特別調査を依頼いたしました。本特別調査は、2026年4月3日から2026年5月12日にかけて、関連資料の閲覧及び検討並びに当社役職員へのヒアリング等の方法により実施されました。

#### 2. 本特別調査の結果

##### (1) 調査結果

本事案は、悪意を持った外部の第三者によって引き起こされたものであり、当社の役職員が意図的に不正行為に及んだものではなく、いわゆる故意の事案ではないという結果を確認しております。

##### (2) 原因分析

上記(1) 調査結果のとおり、本事案において、当社の役職員の不正行為は認められなかったものの、本特別調査において、本事案の発生に至った原因として、以下の点が指摘されました。

- ① 支払承認及び出金手続きにかかる内部統制の体制の不十分さ
  - (ア) 経理手続に関する規程についての担当役員・従業員の理解不足
  - (イ) 支払手続に関する規程運用の不徹底
  - (ウ) 出納責任者における経理知識・経験の不十分さ
- ② 経理部門のリソース不足

- ③ 内部監査結果の認識不足
- ④ サイバーセキュリティ体制の脆弱性
  - (ア) 偽アカウント等のサイバー攻撃に対する警戒の不十分さ
  - (イ) ビジネスチャットツールの脆弱性に対する対策の不十分さ

### 3. 業績への影響

本日公表の「2026年3月期特別損失の計上及び通期連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」とおり、本事案による資金流出額9,600万円を、2026年3月期において特別損失として計上いたしました。

### 4. 再発防止策

当社は、本事案発生以降、以下の再発防止策を実施しております。

- ① 社内コミュニケーションツールの変更（Slackへの全社移行）及びSSO接続・2段階認証の必須化
- ② 送金承認プロセスの強化（複数名承認、初回振込先における事前確認等の暫定運用）
- ③ 銀行口座管理者権限の集中の解消及び不要アカウントの廃止
- ④ インシデント対応ルール（社内通達・暫定版）の発出

また、当社は、本特別調査の結果を踏まえ、以下の5本柱からなる再発防止策をグループ全体に展開してまいります。

- (1) 支払手続にかかる内部統制体制の強化
  - ① 送金承認プロセスの抜本的見直し
  - ② 高額振込時における電話・対面・オンライン等による確認フローの必須化
  - ③ 経理規程の改定と規程に従った運用の徹底
  - ④ 経理関係手続に対する理解の向上及びコンプライアンス重視の教育・研修の徹底
- (2) 経理部門のリソースの改善
  - ① 経理責任者レベルを含む人員増強
- (3) 内部監査結果の共有と適時適切な対応
  - ① 内部監査結果を代表取締役が確認した上で、関連部署と適時適切に共有する体制の強化
  - ② 取締役会への内部監査結果の定期報告の実施
- (4) サイバーセキュリティ体制の強化
  - ① 全社員向けサイバー攻撃対策研修・訓練の継続的な実施

- ② アカウント、権限管理の強化
- ③ グループ各社及び業務委託先を含むセキュリティ統制基準の整備・展開

(5) ガバナンス・内部管理体制の強化

- ① 再発防止管理チームの創設
- ② リスク管理委員会の運営強化
- ③ 監査等委員会の実効性の強化（公認会計士等の専門家を社外監査等委員として招聘することを含む）
- ④ ガバナンス・内部統制・財務管理の専門性等を有する執行役員又は取締役の招聘

5. 経営責任

(1) 役員報酬の自主返上

当社役員より、本事案の発生を重く受け止め、次のとおり役員報酬の一部を自主返上する旨の申入れがありました。

役職	氏名	返上内容
代表取締役	富田 和成	月額報酬の 30%×3 ヶ月
取締役（管理担当）	樋口 拓郎	月額報酬の 30%×3 ヶ月

※返上期間中、代表取締役及び管理担当取締役に対する賞与その他の業績連動報酬の支給は行いません。

(2) 役職体制の見直し及び今後の体制

- ① 取締役 樋口 拓郎は、引き続き管理担当として、コーポレート・マネジメント部長及びヒューマンキャピタル部長の役職も継続し、本事案の再発防止策の実行を管理する責任者として責任をもって実行にあたります。
- ② ただし、経理・財務領域の管掌については、当面、代表取締役 富田和成が直接管掌することといたします。当面、当該領域における重要な意思決定は代表取締役が直接行う体制といたします。
- ③ 並行して、ガバナンス・内部統制・財務管理の専門性等を有する執行役員又は取締役の招聘を直ちに開始し、適切な時期に、新たな経営体制への移行を進めてまいります。

6. 株主・関係者の皆様へ

この度は、本事案の発生により、株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

役員報酬の自主返上及び役職体制の見直しは、責任の取り方の出発点に過ぎません。再発防止策を宣言ではなく実行で示すことを通じて、株主・関係者の皆様のご信頼を回復してまいりたい所存です。

以 上